

# 太微信仰と功過格

——道藏本功過格をめぐる二・三の問題——

秋 月 観 暎

## 目次

はじめに

- 一 占星思想と太微信仰
- 二 北斗九星と太微信仰
- 三 太微帝君の神格
- 四 上清派と功過格思想
- 五 太微信仰と淨明道

註

## はじめに

近世道教の新しい倫理規範として流布した功過格は形式・内容ともに一様ではなく、その板本の種類を含めて、頗る多種多様に亘っており、自ずから功過格信仰の広汎にして、かつ深刻な流行の度合を物語っている<sup>①</sup>。これら多くの功過格の中にあつて、金の大定十一年（一一七二）西山会真堂の又玄子によって感得されたと伝えられる『太微仙君功過格』は、いわゆる功過格の嚆矢をなし、道藏の中に収録される唯一の功過格として重んじられてきたことは既に指摘した通りであるが、今日残っている功過格のうち、同じく「太微仙君」の神仙名を冠称するものが少くなく、このほ

か、なお五種に及んでいる<sup>③</sup>。このことは何れにせよ、功過格の中において占める道蔵本『太微仙君功過格』の重要な地位を示唆するものに外ならないが、些細に検討すれば、これら「太微仙君」を冠称する功過格の構成ならびに内容には、必ずしも一定のものがある訳ではなく、夫々異なった特色を具えており、これと道蔵本功過格の内容との間に認められる大巾な懸隔は、そのまゝ「太微仙君」を冠称して続出する功過格が、必ずしも道蔵本功過格と内容的に密接な継授関係を有していないことを物語るものと見做してよく、これらの功過格が「太微仙君」の神仙名を冠称した所以のものが、道蔵本功過格のもつ教説的な権威を継承せんとするところにあるよりも、寧ろ功過格信仰の中に確立された「太微仙君」の神格自体のもつ靈威に仮托して、新出の功過格の宗教的権威を高めんとするところにあったことを推測せしめるものがある<sup>④</sup>。

ところで「太微仙君」なる神仙名は、この功過格を除いて道蔵中に検出されず、従って正統的な道教経典を通じて、直接その神格を明らかにすることは望み難いが、明末の『勸戒全書』（巻二）の「功過格小引」に、その神格に触れて「太微仙君は人の愚かさを憐れみ、大慈悲心を発し、西山又玄子に功過格一冊を夢授した」と記し、太微仙君が功過の応報を弁えずに苦哭する人々を憐み、これらの人々を救済する為に功過格を下授したと述べているのは、少くとも明末において太微仙君が人間の功過の校定と、これに基く禍福の決定に深い関わりをもつ神格とされていたことを証するものと云ってよいであろう。

小論は、この様な目論見の上に立って、中国の神秘的な占星思想、ならびに宗教的な応報思想の中に特異な存在を顕す「太微」信仰の実態を追迹し、これと功過格信仰との関係について、若干の考察を加えようとするものであるが、若しも幸にして、両者の教理上の関係が幾分なりとも解明されるならば、自ずから懸案の道蔵本功過格と許遜浄明道教団との関係、即ち、かつて指摘した如く、道蔵本『太微仙君功過格』が、所謂許遜仙道教団の本拠である西山の玉

隆万寿宮において修道せる又玄子の撰であるならば、恐らく両者の間に深い繋縁の關係が見出されるであろうと云う推測にも、何等かの新たな手懸りがえられるものと期待することが出来よう。淨明道の教学と信仰に関するの考察の一環として、暫く敍上の課題について検討を加えてみたい。

## 一 占星思想と太微信仰

中国の歴代正史は僅かな例外を除いて、それぞれ天文(官)の志(書)の例目を設けており、『史記』以来、極めて水準の高い天文の知識と、精密な観測に基く占星的な判断の結果を詳細に記述していることは周知のところであるが、問題の「太微」に関する最古の纏った資料として挙げるべきものは『史記』(卷二十七)天官書の次のような記述である。

南宮朱鳥權衡。衡太微三光之廷。匡衛十二星藩臣。西將。東相。南星四星執法。中端門。門左右掖門。門内六星諸侯。其内五星五帝坐。(中略)月五星順入軌道。司其出。所守天子所誅也。其逆入。若不軌道以所犯命之。中坐成形皆羣下從謀也。金火尤甚。廷藩西有隋星五。曰少微。士大夫。(下略)

これは天空の南宮を中心として区画された分野における諸星座の名称と、その擬人的官制の組織について触れた部分であるが、この南宮に属する太微について、まず宋均の解釈を引く索隱は「衡の太微とは天帝の南宮であり、三光すなわち日月五星の位置する庭である」と注しており、一方正義の注は、これについて「太微宮垣の十星は翼軫の地(北か)に在る。天子の宮廷であり、五帝の坐であり、十二諸侯の府である」と注している。両注釈の間に認められる若干の出入を補整するならば、太微垣とは概ね翼軫の地に位置する天帝の宮廷であり、その周囲を藩臣たる十二星の諸侯達、即ち西の將、東の相、及び南の執法の官府等々が取り巻いて太微垣の守りを固めている状況を述べたもの

と理解してよい。これに続く次の一節は太微垣の占星的な機能を述べた部分であり、「月と五星が軌道に沿って正しく西から太微の星座に入れば、それが出る様子を観察し、若し停滞する処があれば、その場に相当する職にある者は天子によって誅伐される。若し東から逆に入り、軌道に沿わない時にも、相当する星の者が天子を犯そうとしているのであるから、天子は誅伐を命ずる。天子の座を犯す形が現れるというのは、すべて群臣が天子に対して陰謀をたくらむるしである」と云うのである。<sup>⑤</sup>この様な太微垣の星占的な機能について、『晋書』(卷十二)天文志上は更に詳しい記述を加えており、

太微天子庭也。五帝之座也。十二諸侯府也。其外蕃九卿也。一曰太微為衡。衡主平也。又為天庭理法平辭。監升(罪か)授徳。列宿受符。諸神考節。舒情稽疑也。南蕃中二星間曰端門。東曰執法廷尉之家也。西曰右執法御史大夫之家也。執法所以舉刺姦者也。(下略)

煩瑣を慮って後半を省略するが、これによって太微垣の占星的機能は、現実の中国の官制を反映して更に分化され、加えて星辰の人格化が一段と進展したことが窺われる。特に太微の天廷を天帝が公平な理法によって「監升授徳」を行う宮廷と見なし、左右両執法を廷尉・御史大夫に比擬して姦凶を検挙する職能を与えている点は、後世においてより明瞭となる太微垣の本質的な機能と性格が、既にこの時形成されていることを示唆するものとして注意すべきである。<sup>⑥</sup>

ところで、敍上の如き太微垣の占星的機能に対する神秘的な信仰は甚だ古くから中国士人の心を捉えていたようで、漢代以来、長期にわたって實際政治の上において利用され、これに深刻な影響を与えており、殊に政治的紛乱の時期、例えば黄巾の乱を差し挟む桓靈二帝(一四六―一八九)の時代などは、この所謂「太微之応」が顕著であり、

『後漢書』(卷二十二)天文志下には

孝靈帝建寧元年六月。太白在西方。入太微犯西蕃南東星。太微天庭也。太白行其中宮門当閉。大将被甲兵。大臣伏

誅。其八月。大傅陳蕃大將軍竇武謀欲盡誅諸宦者。其九月辛亥。中常侍曹節長樂五官史朱瑀覺之。矯制殺蕃武等。家屬徙日南比景。

と記し、後漢の建寧元年（一六八）の六月、太白すなわち金星の太微垣中における軌道の異常があつて二ヶ月ののち、果して宦官讒殺を狙う陳蕃・竇武の策謀が起つたが、朱瑀らが事前に察知して、逆に陳武を殺害したことを伝えていゝる。また『資治通鑑』（卷四十八）靈帝の祭は、竇武の策謀及び誅滅の結果を太微垣において観測された星辰の錯謬とを結びつけて、両者を更に明瞭に繋いでおり、

（八月）初竇太后之立也。陳蕃有力焉。及臨朝政。無大小皆委於蕃與竇武。（中略）蕃上疎曰。（中略）是月太白犯房之上。將入太微。侍中劉瑜素善天官惡之。上書皇太后曰。案占書宮門當閉。將相不利。姦人在主傍。願急防之。又與武蕃書以星辰錯謬不利。大臣宜速斷大計。

と記して、宦官劉瑜素は金星が通常の軌道を逸れて房星の上から太微に入り、兩執法の守る端門が閉ざされた天文現象の異変を占い、竇太后に対し「側近に姦人があり、至急これを防ぐべきこと」を進言する。一方、陳蕃・竇武に対しては「状勢の不利を伝え、直ちに策謀の実行に入るべきこと」を警告したことを伝えているが、この様な事柄に類する事例は、中国の歴代の正史類の上に枚挙に暇ない有様であり、王朝政権の変動をめぐる政治上の重大事件に際しては、殆ど例外なしに認められると云つて決して過言ではない。次に参考までに、これに類する著名な若干の事例を北齊の揚遵彦、晋の桓温、唐の史思明らの叛乱の場合について掲げておこう。隋書（卷二十一）天文志は

（北齊宣文帝天保）八年二月己亥。歲星守小微經六十三日。占曰。五官乱。五月癸卯。歲星犯太微上将。占曰。大將憂大臣死。其十年五月。誅諸元宗室四十余家。乾明元年。誅揚遵彦等皆五官乱。大將憂大臣死之応也。

晋書（卷十二）天文志には

(升平)三年八月庚午。太白犯填星在太微中。占曰。王者惡之。五年十月丁卯。熒惑犯歲星在宮室。占曰。大臣有匿謀。一曰衛地有兵。時桓溫擅權謀移晉室。

旧唐書(卷三十六)天文志にも

(至德)三年四月丁巳。夜五更慧出東方。色白長四尺。(中略)至太微左執法七寸所。凡五十余日方滅。閏四月辛酉。妖星見于南方長數丈。是時自四月初大霧大雨。至閏四月末方止。是月逆賊史思明陷東都。米酒踊貴。斗至八百文。人相食。殍尸蔽地。

これらの事例は太微垣に入る諸星辰の軌道の錯繆をもって、臣下の謀叛・姦策の前兆と受け取る神秘的な占星信仰が後漢以降、唐代に及ぶまで、衰えることなく存在し続け、現実の政治の舞台の上に生々しく機能し、少なからぬ影響を及ぼしていたことを確認するものと云ってよいであろう。敘上に指摘したのは、何れも漢唐間の謂わば正統的な天文観測の結果に基いて展開された太微垣をめぐる政治的性格をもつ占星の事例であるが、中国においては、これと併行して、もう一つの宗教的性格をもつ太微信仰の流れのあることを見逃してはならない。

後漢の時代の思想界に特異な存在を示して注目される王充の『論衡』(卷六)雷虚篇の中に、次の如き一節がある。

天猶王者之居也。王者居重闕之内。則天之神宜在隱匿之中。王者居宮室之内。則天亦有太微紫宮軒轅文昌之坐。王者与人相遠。不知人之陰惡。天神在四宮之内。何能見人闇過。

即ち、これは天文自然の現象に対して、形而上的な解釈を加える神秘的な信仰をもって、全く根拠のない迷信にすぎないとして却ける「雷虚篇」の天神信仰批判であり、現実の王者と天神を比擬し、人民と隔離された宮殿に住む王者が一般人民の陰悪の行為を知らぬと同様に、太微・紫宮等に住む天神は人間の陰悪を見透すことは出来ない筈である。として天神に対する一般民衆の無批判な盲信を戒めたものであるが、この極めて単純な類推的思考の内容はとも

かくとして、太微を始めとする天宮に天神が住居し、人間の罪過を考校していると云う信仰が、後漢時代に広く行われていた事実を立証する有力な資料であると云ってよいであろう。元来、天文現象を観測して人事を占う占星術は占師自身のすぐれた占星の能力と技術によって可能であるにしても、占星に対する深い信頼は、占師と人間の運命を司る天神との神秘的な接触・交流をまっぴら、始めて確立されるのであり、従って天界における何等かの人格的な神の存在を指定するのが通例であるが、上掲『論衡』において指摘しうるが如き、人格的な司過神としての天神の觀念は、そのご六朝時代を通じて徐々に成長し、もう一つの神秘的な太微信仰を道教々々の中に醸成することになっている。

## 二 北斗九星と太微信仰

中国の天文学の歴史のうえで所謂「北斗」を七星となし、これに「天枢・璇・璣・權・衡・開陽・搖光」の名を当てることは、遅くとも後漢時代には確立しており、以来、これが「北斗七星」の正統的な名称として定着してゆくが、北斗信仰を重視する道教の經典の中で、北斗九星が七星と並んで信奉されていることは、従来注意を引かなかつたようである。道藏のダイジェスト版とも云うべき十一世紀中葉の『雲笈七籤』はじめ、道教經典中に見られる北斗九星の資料は決して少くなく、九星各個の具体的星名もまた、二・三種類には止まらない。主なるものを道藏の經典収録の順序に従って掲げておこう。

太上玄靈北斗本命延生真經(第四―五紙) 道藏 洞神部本文類 第三四一冊。

北斗第一陽明貪狼太星君

北斗第二陰精巨門元星君

- 北斗第三真人祿存真星君
- 北斗第四玄冥文曲紐星君
- 北斗第五丹元廉貞綱星君
- 北斗第六北極武曲紀星君
- 北斗第七天闕破軍閔星君
- 北斗第八洞明外輔星君
- 北斗第九隱光內弼星君

太上五星七元空常訣（第六—七紙）

道藏 洞神部方法類 第五八一冊。

第一太清

第二元星

第三真星

第四紐星

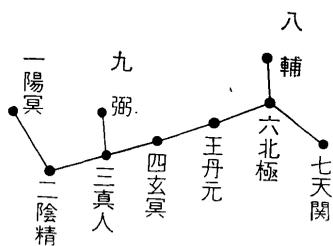
第五綱星

第六紀星

第七閔星

第八帝星

第九尊星



上清金書玉字上經(第一一六紙) 道藏 洞神部方法類 第五八一冊。

第一太星精名玄枢

第二元星精名北台

第三真星精名九極

第四紐星精名璇根

第五綱星精名天平

第六紀星精名命機

第七閔星精名玄陽

第八帝星精名高上玉皇

第九尊星精名太微帝君

北帝七元紫庭延生祕訣(第二紙)

道藏 正乙部 第一〇〇二冊。

一 陽明星

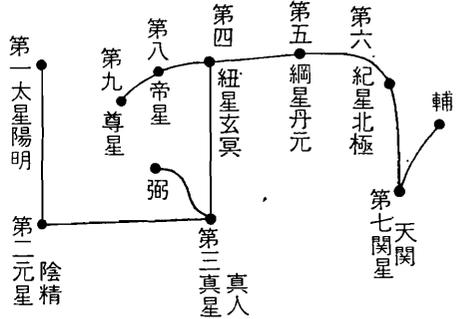
二 陰精星

三 真人星

四 玄冥星

五 丹元星

六 北極星



七天闕星 輔星 弼星 (下略)

第八帝星高上玉皇景光君得見增三百歲

第九尊星太微玉帝神君、又名太帝七辰元君得見增六百歲

洞真太上八素真經精耀三景妙訣(第一—二紙) 道藏 正乙部 第一〇二八冊。

第一陽明神人

第二陰精神人

第三真人神人

第四玄冥神人

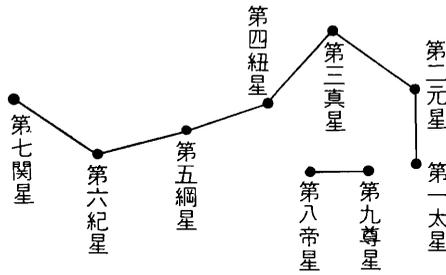
第五丹元神人

第六北極神人

第七天闕神人

第八輔星神人

第九弼星神人



北斗九皇隱諱經(第一—四紙) 統道藏 第一〇六四冊。

黃老經曰

北斗第一入樞星則陽明星之鬼神也

第二天璇星則陰精星之魂神也

第三天機星則真人星之魄精也

第四天權星則玄冥星之魄精也

第五玉衡星則丹元星之魄靈也

第六闔陽星則北極星之魄靈也

第七璣光星則天闕星之魂大明也

第八洞明星則輔星之魂精陽明也

第九隱元星則弼星之魄明空靈也

河凶寶錄云

第一陽明星。

第二陰精星。

第三真人星。

第四玄冥星。

第五丹元星。

第六北極星。

第七天闕星。

第八輔星。天尊玉帝之星。曰常陽也。

第九弼星。太帝真人星。曰空隱也。

以上の資料を整理して表示すれば、次の如く纏めることが出来る。

第一星	陽明神人	天枢陽明星	陽明貪狼太星君	陽明星	太星玄枢陽明神	太星玄枢	天枢
第二星	陰精神人	天璇陰精星	陰精巨門元星君	陰精星	元星北台陰精神	元星北台	璇
第三星	真人神人	天璣真人星	真人祿存真星君	真人星	真星九極真人神 (上真)	真星九極 (上真)	璣
第四星	玄冥神人	天權玄冥星	玄冥文曲紐星君	玄冥星	紐星璇根玄冥神	紐星璇根	權
第五星	丹元神人	玉衡丹元星	丹元廉貞綱星君	丹元星	綱星天平丹元神	綱星天平	衡
第六星	北極神人	闕陽北極星	北極武曲紀星君	北極星	紀星命機北極神	紀星命機	開陽
第七星	天閔神人	搖光天閔星	天閔破軍閔星君	天閔星輔星弼星 帝星高上玉皇 景光君	閔星玄陽天閔神 帝星高上皇神八 景虛元君	閔星玄陽 帝星高上玉皇	搖光
第八星	輔星神人	洞明星輔星	洞明外輔星君	洞明星	洞明星	洞明星	
第九星	弼星神人	隱元星弼星	隱元内弼星君	尊星玉帝神君大帝 七辰元君	尊星太微玉帝君 太素七晨元君	尊星太微帝君	

この図表に掲げた七点の資料中、北斗七星の最も古い星名を示すものと見られる『春秋運斗枢』を除く九星資料には、七星について概ね六通りの異った呼称が見出される<sup>⑧</sup>。これについては改めて触れることをしないが、問題の第八・第九の両星については輔星・弼星、洞明・隱元、尊星・帝星、高上玉皇・大微帝君、八景虛元君・太素七晨元君など五通りの名称が見出され、所謂「北斗九星」は、これらの星名の何れかの組合せによって成り立っていると云うことが出来る。ところで、上掲図表に載せた六点の北斗九星資料の掲載順序は、各資料の成立年代が明瞭でないため、必ずしも正確に年代順を追うものとは云えないが、まず第一段の『洞真太上八素真経』は北周武帝の際の編纂である

『無上秘要』<sup>⑨</sup>に、しばしば引用されている六朝の古道経であり、最も古いものであることはほぼ間違いない。<sup>⑩</sup>このほか第六段の『上清金書玉字上経』を除く四点は何れも宋初の編纂である『雲笈七籤』に経文の引用、或くは經典名が見出されるものであり、隋以後、宋初に至る間に作られていると見做して大過ないと思われるが、これら首尾の二經典の間に位置づけられる四經典の配列の順序は、抛るべき手係りが求められないままに、主として第八・九両星の番号の変化を対比して、推測したものにすぎず、更に些細に吟味すべき余地を残しているが、ともあれ、上掲図表によって、次の三点を確かめよう。

- (1) 北斗を九星とする考え方が遅くとも六朝末には成立していること。
- (2) 北斗七星に付け加えられる第八・第九の二星の初期の名称は、概ね輔星・弼星と呼ばれていたこと。
- (3) 宋初ごろに至って第八星を高上玉皇、第九星を太微帝君と呼ぶことが、ほど定着したと見られることである。

さて、こゝで概ねこのような展開を辿ると思われる北斗九星説の成立の経緯について、一つの推測を試みておこう。北斗七星に関する最も古い資料の一つである『史記』（卷二十七）天官書の素隠註は徐整の『長曆』を引いて北斗七星。星間相去九千里。其二陰星不見者。相去八千里也。

と記し、早くも二陰星のことに触れているが、実はこの二陰星なるものが、北斗の第八・第九両星として附加され、やがて道教々々の中に所謂輔弼の二星として定着し、北斗信仰の内容を増益する為の契機を提供することになっていくものゝようである。唐の李靖の撰修である『天老神光経』<sup>⑪</sup>には

晋平公問師曠曰。凡人出行。將兵攻擊勝負。命之存亡可預知乎。對曰。須察北斗之星傍輔也。若欲克戰。將兵暮不見此輔星不可行也。大凶。若有疾不見限期將至。

とあり、師曠は人間の出行、将兵の勝敗、生命の存亡の予知について質した晋平公に答えて、北斗の輔星を觀察すべきことを勧めており、この星を確認出来ない場合、その結果は凶であることを教えている。この様な占星の觀念を裏返せば、若し輔星を見ることが出来た場合、当然吉の結果が予想されたものと考えることが出来るが、果して『雲笈七籤』（卷二十四）日月星辰部の総説星の条に、次の様な記述が見えている。

北斗九星七見二隠。其第八第九是帝星太尊之精神也。漢相国霍光家有典衣奴子。名還車。忽見二星在斗中。光明非常。乃拜而還遂得増年。年六百。内輔一星在北斗第三星不可得見。見之長生成神聖也。外輔一星在北斗第六星下相去一寸許。若驚恐厭魅起祝之吉。

即ち、北斗には誰れにも見ること出来る七星のほかに二つの隠星があり、これが第八・第九星である。昔、霍光の下僕の還車が二隠星の輝きを見て六百年の長生きをしたと云うが、二星の一つである内輔は第三星の近くにあり、見ることは容易でないが、若し見ることが出来れば長生きして神仙となることが出来るし、更にもう一つの星である外輔は第六星の下位にあり、その距離は目測一寸ばかりである。若しこの星を見ることが出来れば魅厭の驚恐があつてもその星に向かつて祝すれば免れて吉となる。ことを明瞭に述べているのを見る。こゝに云う内外兩輔星は『天老神光経』に云う「傍輔」の星であらうし、上掲の『精耀三景妙訣』や『五星七元空常訣』の図に示す如く、北斗の第三星にある内輔は弼星、第六星の下にあると云う外輔が即ち輔星とも呼ばれており、更にこの輔星が第八尊星高上玉帝、弼星が第九星太微帝君と名づけられる道筋を辿ることが出来るのであつて、概ね宋代における北斗の第八・第九兩星は經典によつて若干の相違はあるにもせよ、最も一般的な星名は第八星が帝星高上玉皇、第九星が尊星太微帝君であつたと云つてよいようである。

ところで、問題の太微帝君が所謂太微垣の占星的信仰から独立して人格神化される太微神は、六朝時代を通じて幾

通りもの名称をもって呼ばれていたようで、唐初の存在が確認される『太上洞房内経注』の「天有神宮大玄丹靈」の条に注して

大玄丹靈天帝之宮。一名太微。一名紫微。一名丹台。一名靈宮。皇天上帝之所居也。

と述べ、また「神廬洞玄也。太微時入洞玄」の条の注には、ともに唐代の注釈である史記の「素隱」が「天帝之南宮」、「正義」が「天子之宮庭」としている太微を「皇天上帝之所居」と注記していることは、天帝・天子・太微・靈宝・皇天上帝などが何れも同一類の神格と考えられることのあったことを示すものであり、更に大体同じ時期の成「立経典と見てよい『上清大洞真経』には「太微天帝君」の名称が与えられているなど、六朝中期以降に太微が人格神化され、やがて宋代に至って「太微帝君」の呼称が定着するまで、比擬神格のうえに大巾な揺れのあったことを窺わしめる。次に北斗九星の中における第八・第九両星の地位と役割りについて、太微帝君の神格を中心として暫く検討してみよう。

### 三 太微帝君の神格について

北斗九星の組織と職掌について最も詳細な記述をもつ『北斗九星隱諱経』は『黄老経』を引用して、前引の部分に次いで、次の如く記している。<sup>④</sup>

第一の陽明星は天の大尉であり、正を司り、非を主どり、上は九天の上真を総べ、中は五嶽の飛仙を監し、下は後学の真人を領し、天地神靈の功過の軽重は隸われないものがない。

第二の陰精星は天の上宰であり、禄位を主どり、上は天宿を総べ、下は万靈及び学仙の人を領し、学道及び兆民の宿命禄位は隸われないものはない。

第三の真人星は天の司空であり、神仙を主どり、上は九天の高真を総べ、中は五嶽の靈仙を監し、下は学道の人を領し、真仙の官は隸わなものはない。

第四の玄冥星は天の遊撃であり、伐逆を主どり、上は九天の鬼神を総べ、中は北帝三官を領し、下は万兆の伐逆不臣を監し、凶勃は隸わなものはない。

第五の丹元星は天の斗君であり、命録の籍を主どり、上は九天の譜録を総べ、中は鬼神簿目を統べ、下は学真の兆民の命籍を領し、諸天、諸地は総説しないものはない。

第六の北極星は天の太常であり、昇進を主どり、上は九天真中を総べ、中は五嶽の飛仙を統べ、下は学者の身を領し、凡そ功勳をもつて階級を転輪することを総べる。

第七の天闕星は天の上帝であり、天地の機運を主どり、四時の長短、天地の否泰劫会は隸わなものはない。

第八の輔星は天尊玉帝の星であり、常陽と曰い、飛仙を主どり、上は九天を総べ、下は九地五嶽四瀆を領し、神仙の官は悉くこれに由る。

第九の弼星は太帝の真星であり、空隱と曰い、変化無方を主どる。

この様に北斗九星の職掌は頗る多方面に亘たり、多彩な神的機能を与えられておることは、専ら延生を司るものとされてきた北斗七星の一般的な觀念に比較して大きな進展のあることを示しているが、これは所謂北斗九星の觀念の形成過程に行われた北斗の神格・機能の拡張を物語るものと見てよく、『北斗九皇隱諱経』は更に続いて九星各個の司掌分野に応じて、祈るべき人民の告請の範圍と対象を明示し、次の如き所説をもつて結んでいる。

右九皇君九天人内姓隱諱知之。延寿千年常夕夕觀之。想見皇君天人形相威光。憶其姓諱。諦存在心。得見第八第九星。延寿無窮。

これによれば、九星の内姓隠諱（前表参照）を知れば延寿千年、更にその形相を観想することが出来れば延寿無窮たりうると云うのであり、上来、辿ってきたように北斗の第八・九両星が単に七星に対する文字通りの補弼の立場に置かれているに止まらず、寧ろ七星に対して機能・神格ともに遙かに優位を与えられていることを窺わしめるものがある。また『上清金書玉字上経』にも

世人唯見七星而不見其二。其第八第九皆是帝星天尊之精神。玄隱内鏡。保制天魂。靈光暉灼。為此七星作鎮。但合照於世間流俗榮名之人耳。

と云い、又『上清華晨三奔玉訣』には

補星即高上玉皇之神。太平金闕後聖帝君之精。弼星即太微帝君。玉尊之靈。輔曰八景。弼曰七晨。是為帝尊北斗九星之大神。上輔玉皇。下撫元元。

と説いており、第八・九両星は帝星天尊の精神であり、七星を鎮守する九星の重鎮であり、大神であると云い、上天して玉皇を補佐し、下っては人民百姓を慰撫する役割りを挙げている点は太微の神格を考える貴重な資料である。道教の神々の曼陀羅と云われ、諸神の神位と格式を示す一覽表でもあり、陶弘景撰と伝えられる『洞玄靈宝真位業図』（第二紙）の玉清三元宮の上第一中位の条に

左玉清境元始天尊為主。己下道君得策命。学道号令羣真。太微天帝来受事。並不与下界相関。自九宮己上。上清己下。高真仙官皆得朝宴焉。

と述べているのは、玉清境の第一位中央に元始天尊の主神が位置し、次の左位筆頭の高上道君以下の神々は天尊のものに至って策命を受け、道を学び、羣真に号令するが、第二位の太微天帝が玉清境に来て掌事を受けることになり、玉清境の神々は下界と直接の関連をもたず、第二位上清以下の高真仙官は玉清宮の朝宴に連りうることを補

説したものであって、太微帝君が元始天尊をはじめとする玉清境の神々と下界の人民百姓の間にあって、両者を媒介する立場にあったことを窺わしめ、単に姦臣や策謀の存在を予示する太微垣の占星的功能に止まらず、玉清境の神意を受けて下界を慰撫する役割りをもつ人格神であり、正しく北斗九星を総轄する主鎮・太神たりうる神格を備えていることを裏書きしている。

また『太清中黄真経』(卷下)第九紙は、太微帝君の司掌について

太微九天都在第五金星輪朱華宮。轄日月五星神行運之時。亦管下界生死之籍奏聞太微。凡此官吏曹署約四十五万。局衆大数也。

と記している。この『太清中黄真経』二巻は九仙君の撰、中黄真人の注釈とされており、若干の記述に相異はあるが同経を引用している宋初の『雲笈七籤』の編纂年代を下限とする以外、撰述者を介して本経典の成立年代を確かめえない。然し上掲の資料と『雲笈七籤』引用の経文との間に存する相違が『雲笈七籤』の撰者の恣意な引用によるものかそれとも本経成立後『雲笈七籤』の撰述に至る間の太微神に関する教理上の進展を反映するものなのか、判断の材料が乏しいにしても、両者に共通して盛られる記述をもって、少くとも宋初に至るまでの太微神のもつ基本的な神格を窺うべき材料と見做すことは可能な筈であり、四十五万にのぼる曹吏をもつ太微の官曹が下界の人々の生死の籍を管轄し、天体の運行を司り、四時八節に当って生死之籍を上界の太微神に奏聞する任務を司ると説かれていることは、この様な奏聞を受ける太微神が、冒頭引用の『勸戒全書』の説く如く、功過応報の理にうといたために苦患をなめる人々を憐み、大慈悲心を発して『太微仙君功過格』を授けた神として十分な資格を備えていることを窺わしめるものがある。

ところで、『事類統編』(卷二)所引の『天元曆理』には、太微に関する新たな記述が見出される。即ち

太微垣天子之南宮也。理法平辭。監罪授德。列宿受符。諸神考節之所。日月五星入太微軌道則吉。否有殃。

こゝに記す太微官曹の職掌は公平な理法に基いて罪徳に報い、列宿に符籙を授け、所屬の諸神の等差を考校すると云う点は従来の資料の記述と異るところはないが、続いて日月五星が太微の軌道に入ることを凶事の前兆ではなく、吉兆としていることは見逃しえない。これに類する考え方は既に『晋書』（卷十二）天文志にも見出され

（元興）十四年十月癸巳。熒惑入太微犯西蕃上將。仍順行至左掖門內留二十日乃逆行。至恭帝元熙元年三月五日。出西蕃上將西三尺許。又順還入太微。時填星在太微。熒惑繞星成鉤巳。其年四月。景戌從端門出。占曰。熒惑与填星鉤巳天庭。天下更紀。十二月。安帝母弟琅邪王踐阼。是曰恭帝。來年禪于宋。

また同様な事例は旧唐書（卷三十六）天文志下にも見出される。

武徳元年六月三日。熒惑犯左執法。八年九月二十二日。熒惑入太微。九年五月。傳突奏太白盡見于秦。秦國当有天下。高祖以狀授太宗。乃太宗即位。召突謂曰。汝前奏事幾累我。然而今後但須悉心盡言。無以前事為慮。

即ち、晋書にあつては、惑星である填星即ち土星が太微垣、つまり天庭に暫く滞留してのち離垣したことをもって、天下の更紀を占っている。更紀そのものは本来吉凶禍福の可能性を表裏関係において備えるものであるが、新しい踐阼者・受禪者である琅邪王にとって最大の吉福と考えてよい。一方、『旧唐書』の資料は惑星が太微垣に入り、更に金星が秦國の分野に輝いたことをもって秦王李世民的踐阼を占ったものであり、太微垣をめぐる占星は前引の『史記』天官書の記述の如く、必ずしも凶殃の事象のみではなく、吉凶・慶殃・禍福に渉るものであつたことが理解されよう。斯様に太微垣のもつ占星の機能が吉凶の両面を包含するものであるとするならば、太微の主神をもつて、功過の禍福を主宰し、功過格信仰の対象とされる所謂太微仙君に擬定して見ることが可能であり、両者の間に機能的な類同性を認めることが出来るように思われる。たゞ資料的には両者の関係を系列的に結びつける媒介資料が甚だ不十分

であり、上掲の資料も両者の関係を推定する積極的な意味をもちえず、専ら太微垣の占星思想が功過格思想の展開と並行して、唐代以後まで中国社会の中に行われていたことを示す資料としての程度に止めておかなければなるまい。しかし、並行して展開する両者の神秘的な機能・性格が、無交渉のまゝ別途の歩みを続けた訳ではないようで、互に密接な交渉があったものゝようである。次に、その関係について検討を加えてみよう。

#### 四 上清派と功過格信仰

さて敘上に迎ってきたところによって、太微をめぐる神秘的な信仰には、天文学における太微垣の占星思想と道教の北斗九星の信仰に発するものとの二つの系統があり、後者は六朝の中期以降に展開する道教の上清派の教学の中において形成されていることが確認された。ところで上清派の教説に所謂功過格の思想が見出されることは既に先学によって指摘されているところであるが、その中には単に三元の日に三官その他の諸鬼神による功過の伺察、簿録の集校等が行われ、これによって人間の禍福が決定されると云う所謂三元思想の基本的な教説だけでなく、人間の側における功過考量の可能性を確信する功過格の思想の萌芽をも認めることが出来るようである。道教資料における功過の用語の初出は『抱朴子』と見てよいが、次いで劉宋の陸修静(四〇六―四七七)の『陸先生道門科略』<sup>⑧</sup>にも明瞭な功過の觀念が認められ、太上道君は世の中が淳澆撲散し、三光五行は統を失い、人鬼が錯乱したため、人民が万計の費用を使い、財産を傾け尽して鬼神を祀っても、福祐がないばかりか、反って憂患を受け、枉死横夭は数えきれぬ状況にあることを患い

此故授天師正一盟威之道。禁戒律科檢示万民逆順禍福功過。令知好惡。

と述べ、天師正一盟威之道の禁戒律科を授け、行動の逆順と過福をもたらず功過の規範を檢示し、天神の好惡すると

ころを知らしめたと述べており、行為の功過と禍福の結果を一連のものとして結びつける所謂功過応報の思想の存在を明瞭に示している。然し、ここには超越的な神の側から禁戒を下す一方的な働きかけがあるに過ぎず、これに対する人間の側からの主体的対応は全く認められず、勿論、功過格(式)の用語も未だ見出されない。

次に陸修靜の流れを酌み上清派の教学を集大成した梁の陶弘景(四五六一—五三六)の撰と見られる『太上大道三元品誠謝罪上法』<sup>④</sup>には

臣等学法未備俯仰之格。齊法難精不合儀式。進止犯科為四司所糾五帝所執。(中略)三元大慶開生吉日。諸天廻駕衆聖同集。推校生死功過錄籍。

と述べ、学法の人々の守るべき俯仰の格が不備であり、齊法もまた精細を欠いているため儀式に合致せず、進止ともに科に違反し、四司五帝の糾答するところとなつてゐる点を指摘し、三元品誠謝罪の上法を守るべきことを説いてゐる。こゝに云う「俯仰之格」の内容を適確に判定すべき材料が見当らず、これを「俯仰天地に恥じ」ざる行動を維持する為の道徳的規範と見るべきか、それとも祭祀において遵用すべき形式的な儀礼規範と考えるべきか、恐らく前者であると思われるが、たとえ、それが何れであるにしても、『太上大道三元品誠謝罪上法』の所説の中において、「格」及び「式」が、いわゆる「三元の日」における天界諸聖の生死功過の録籍の作製、及び推校と密接な関連をもつて説かれていることは、やがて出現する「功過格」(式)の成立を予告するものゝように推測されるのであるが、果して唐末五代の道士である杜光庭の撰する『道門科範大全集』<sup>⑤</sup>に集められる諸宣詞中には、この様な推測を裏付ける所説が散見している。例えば巻七十三(第四紙)には、次のような所説がある。

臣聞。日月星辰在碧漢瑤空之上。仙靈五字居清虛林麓之間。或管撰於靈壇。(中略)。或為五土之尊。録善惡之二書。挙功過之両簿。故無私諂惟道是從。

これは道士が醮を設ける主人の為に一門一家の繁栄と慶福を祈り、積善の家たることを彰かにして鬼神の瞰視の憂勞から免がれんとする祝詞であるが、日月星辰や仙靈五宰が五土の尊となつて、人間の行為を善惡の二書に分けて記録し、功過の兩簿を上呈することになっており、この際記される善惡功過の簿録に私誦の入る余地はなく、もっぱら公正な道に従つて行われることを説いている。また同じ大全集の卷八十一（第五紙）には

神莫大於嶽宗權。常司於鬼錄。每察知於功過式。兼制於生死。深惟往逝之魂。愆尤難免。

と説いており、東嶽泰山青帝、南嶽衡山赤帝、中嶽嵩山黃帝、西嶽華山白帝、北嶽恒山黑帝などの五大神が人間の鬼録を司り、功過式を察して生死を兼制すると云っているが、こゝで五大神が人間の生死をコントロールするに當つて察知すると云う「功過式」なるものが、果して五大神が記入せる功過の簿録そのものを指すのか、それとも五大神が人間の生死・禍福をコントロールするに際して、行為の功過を判定・評価する場合の拠るべき準式と見るべきか、この資料のみでは必ずしも明瞭ではなく、判断が困難であるが、同じく杜光庭の撰である『太上宣慈助化章』<sup>②</sup>卷四（第十紙）に、この点の考察に参考すべき次の如き資料がある。即ち

伏聞。靈宝老師有修齊謝過之科。正一盟威立功補過之格。是以帰心至極。翹仰玄門。懇注丹誠。拜上章辭。除災解難。

つまり、太上老君の降した「正一盟威立功補過之格」をもって至心に玄門に帰入し、懇ろに偽りなき誠を注いで実践すれば災難を解除することが出来ると云うのである。この記述による限り、後世の所謂功過格の場合の如く、修道者自身による功過の記入や計数の行われたことを示す明確な材料ではないにしても、少くとも、この「立功補過格」とは善惡功過を簿録し、青黒兩簿を掌る神々の拠るべきものとしてではなく、立功補過の目的を達成せんとする人間の準拠し、履修すいき誠則の性格をもたしめられていることは疑う余地はないと云つてよい。斯様に見てくるならば、

陸修靜の流れを酌み、陶弘景・杜光庭をへて集成される道教々々の中に、概ね唐末五代ごろに至って、所謂功過応報の理法に対応し、立功補過の為に準拠すべき行為の規範的指標としての功過の格(式)の萌芽が出現していることを認めなければならぬであろう。

ところで道教の功過格思想の成立について、吉岡義豊博士は「功過格思想を考える場合の中心課題の一は、神の側において、人の行為を監察し、神意によって吉凶禍福を附与するという、天下りの初期の思想から、人間の吉凶禍福は、一定の規格のもとに、各人がみずからの手によって計算できるものとする後の功過格に移行する時期は、何時ごろからのことであろうか、と云うことであろう。」と功過格思想の成立を迹ずける際の中心的な問題点を明快に指摘されているが、神が人間の善悪の行為に対し、吉凶禍福を附与する際の準則とし顕示されてきた功過の条目が、人間の自主的な修道・反省の規格として変質する時期は、概ね唐末五代ころと押えて大過ないであろうし、その後これが明確な形式をもって具現される当初のものが、即ち道蔵本『太微仙君功過格』であると云ってよいであろう。

ところで、功過格思想の近世的な特徴として功過格の信奉者自身による自律的な功過の記入・計量の法式が注目されてきているが、天界における功過の簿録と、その算計に基く応報の決定が行われると云う功過思想の本来的な信仰そのものは、近世においても全く揺ぐことなく存続しているのであって、たゞ信奉者自身が常に自己の功過の計数を常に把握し、且つ反省の材料として直接功過格簿に記入すると云う方法が新たに加わり、これが広汎な流行を遂げたに過ぎないことを注意しておくべきである。このことは後世の功過格の基本となった道蔵本『太微仙君功過格』の序に、又玄子が太微仙君より夢授された功過格の条文を文字に写して

斯功格三十六条。過律三十九条。各分四門以明功過之數。付修真之士明書日月自記功過。一月一小比。一年一大比。自知功過多寡。与上天真司考校之數照然相契。悉無異焉。

と述べていることによっても明瞭であり、人間が天神によって行われる功過の監察を自己の行為の反省的記録に基く計数によって察知しようと考へ、積極的に道徳的・宗教的な規制を自らの手によって行わんとする方式の中に功過格思想の近世的な性格を認めることが出来るのである。かつて発表した論考の推定の如く、功過格の敵矢をなす道蔵本『太微仙君功過格』が許遜・浄明道教団の教系の中から作られたことに誤りないとすれば、この点からも許遜・浄明道教団の教法のもつ近世的な性格を指摘することが可能であろうし、浄明道をもって全真・太一・真大の三教団と並べて所謂新道教の一つに数えようとする私見に対し、一つの論拠を提供することにもなるであろう。

敘上の如く考えてくるならば、かつて道蔵本『太微仙君功過格』の来歴を考察した際に述べておいた「許遜教団の伝統的な教説の中には、概ね唐代末期ごろから江南の上清派の系統に属する所説三元経典の功過応報説の影響のもとに、徐々に功過（格）思想が醸成されつゝあったことを迎えることが出来るように思われる」と云う推測は、誤りではなかったことが明らかになったと思うが、元来、道教々団の歴史的な系譜のうえからしても、当面の問題であるところの許遜・浄明教団は上清派の教説と深い繋縁関係にあったようで、浄明道の基本的な聖典集である『浄明忠孝全書』の冒頭において、極めて明快に「浄明法者上清玄都玉京之隱書」と記している点を指摘しなければならぬし、両者の密接な関係を裏付ける徴証は、この外にも少くなく、例えば南宋の道士趙道一の撰述になる『修真十書玉隆集』<sup>②</sup>（卷三十三）所引の「旌陽許真君伝」、及び十三世紀中頃には完成されている『歴代真仙体道通鑑』<sup>③</sup>（卷二十六）所収「許太史」伝には

句曲山遠遊君邁。護軍長史穆。皆真君再從昆弟也。

と、許遜が上清派の祖師の系譜に連らなる許邁・許穆と同族関係にあったことを記している。この点の真偽は疑わしく、恐らく虚構にすぎまいが、かゝる記述が浄明教団の祖師伝の一部に残っていることは、少くとも浄明道教団が、

その事実を積極的に否定せず、承認していたことを示すものと見てよいであろう。また上清派の中核である茅山道の教団史である『茅山志』<sup>①</sup>（巻十）に、上清派の伝灯を記す次の如き「上清経籙聖師七伝真系譜」を載せているが、

元始虚皇天尊

太上玉晨大道君

太微天帝大道君

後聖玄元上道君

上清青童道君

上宰総真道君

小有清虚道君

この第三伝の太微天帝大道君を経て、第五伝に当る上相青童道君は別名青蓋紫道とも斗中真人とも号し、晋代に上清派の元祖である魏華存夫人の家に降っており、芽司命と共に句曲山に至ったこと記しているが、斗中真人が浄明道の伝承系譜の中で極めて重要な役割を担っていることは既に指摘したところであり、許遜が浄明忠孝道を授ける呉中の謚姆に対し、教法を伝える蘭公は斗中真人より許遜に授くべき孝悌之教・孝道之宗を附托されているが、この斗中真人が上清派の列聖の真系譜に、その名を連ねていることは、浄明忠孝道が上清派の系統から出ていることを示唆しており、少くとも両者の間に極めて密接な繋縁関係のあることは疑う余地はないと云ってよく、いわゆる功過格の思想は六朝の上清派の教学の中に茅生え、これが許遜教団の教法を通じ、やがて浄明道の中に流れ込んだものと見做して差支えないものと思われる。

## 五 太微信仰と淨明道

さて、既に指摘したように、道蔵本『太微仙君功過格』は西山の玉隆万寿宮会真堂にあって修道せる又玄子の撰述であり、この玉隆万寿宮を本拠とする淨明道教団において、所謂「功過簿」を信徒の日常必携のものとして所持を勧めている以上、この道蔵本功過格が、少くとも淨明道教団の教学に何等かの関連をもつものであることを推測しながらも、太微仙君なる神格が明瞭でないために『太微仙君功過格』と淨明道教団との繫縁、即ち淨明道が行持・実践を勧めている所謂「功過簿」が『太微仙君功過格』であるか否かについて、確言することを留保してきており、小論の考察においても「太微仙君」そのものゝ神格に対する直接的なアプローチに十分な成果をあげたとは云えないが、概ね相互に重り合う類似の性格を有している「太微天帝」或は「太微帝君」など、太微神のもつ神格と司掌を敍上の如きものと把握することが出来るならば、問題の道蔵本『太微仙君功過格』の序文に記すところの一節、即ち「この功過格は余（又玄子）が大定辛卯二年の仲春の二日に、夢に紫府に遊び、太微仙君に朝礼した際に受け、信心の士に伝えしめたものであり、その教説に従って、これを行持するならば、奉道の士が自ら記した功過は、上天真司の行う考校の結果と完全に一致することは疑いがなく、これによって自戒する限り、仙道を得ることは明らかである。」と云う記述を通じて窺われる太微仙君の役割は功過格を伝授し、上天真司の功過考校の事実を下界人民に示し、その咎禍を免がるべく教誡し、慰撫するものであったと云うことが出来るが、以下、許遜・淨明道教団の經典の中に現れる太微神に関する若干の資料を検討し、これと淨明道との関係について、更に考察を重ねて見よう。

淨明道の最も基本的な經典である『太上靈宝淨明洞神上品經』<sup>②</sup>（卷上）「無上始青」第一に、淨明道教学のよって立つ天上界の構成と諸神人の司掌について、次の如く記している。

天中之尊。是名三清。玉清宮中元始天尊。上清宮中靈寶天尊。太清宮中道德天尊。是為三景。各有真人。為之典丞。左右丞相。(中略)。中丞。總領宇宙。主宰之君。是為玉皇。承三清之命。察紫微之庭。侍衛之官承受紫微之庭樞紐百靈。小事尊掌。大事申呈。玉皇之宮以定章程。執事之臣上応三清。外有加員。一一有名。南北二斗生殺之君。左有太微。右小微君。玄都主判。天枢紀綱。七十四司。喉舌之官。都録。録事。糾察善良。名曰会府尙書五部。太微小微玄都宰主。是為三省。是為六曹。行壇判官亦如前數。

これによれば上天に玉清・上清・太清の「三清」宮があり、それぞれ「三景」即ち元始・靈寶・道德の三天尊が住み、多くの神々を率いて天界の諸事を司っていることが窺われるが、就中、玉皇はその主宰者であり、三清の命をうけて紫微の庭を按察する。その侍衛の官は三清を衛つて、紫微の庭の肝要な事柄を司るが、小事は独断で処理し、大事は玉皇の官に申呈し、章程に定める通りに処理する。また執事の臣は三清に上つて、その求めに応える任務を与えられている。この外にも南北の生殺一斗君、左右の太微・小微君は玄都の主判として、天枢の紀綱を取締つており、七十四司、喉舌之官、都録、録事などが善良の糾察を行つてゐることを記しているが、更に同経の「修己奉教篇」第五には、これと対応して、専ら天界の簿録・糾察・処断を司る官曹と、その具体的な役割について、

糾察三界五獄三官。日遊神君。十天魔王。總簿罪福。天枢都録佐有七人。統七十四員之曹属。無大不載。無細不遺。三元三会申呈南北之司。南北定其輕重。以上紫微。其小者送于二十八宿。十二宮辰。三十二天。同為別明。大則玉皇尊達。或処断于三清。如鏡之明。如平之水。

と述べている。即ち三界五獄の糾察を司る三官をはじめとする神君魔王が罪福の簿録のことを司り、天枢の都録を補助する七人の神人が七十四の曹属を統制し、功過の大小を漏らすことなく記録し、三元・三会の日に南北二斗君の許に申呈する。南北の司は、その輕重を校定して紫微宮に送付するが、罪過の小さいものは二十八宿等の司直において

処置し、大きいものは玉皇、或は三清において処断すると云うのである。本篇の記事には太微・小微の二神君の具体的な名称は現われないが、前掲「天上始青篇」第一に引用した如く、太微・小微の両神は七十四司を従える天枢の綱紀の本締めであり、本篇に記すごとく七十四司の簿録をうけて、功過の軽重を判別し、生死のことを司る南北二斗に対する申呈のことを主宰するものであるとするならば、天界諸神の司掌において、問題の太微神が予想の通り人間の功過のことを主宰する神であることは明らかであると云ってよいであろう。たゞし、太微神を太微仙君と称するのは今のところ道蔵本功過格と、註③に掲げた五点の功過格に限られており、これによって敍上の太微信仰を直ちに浄明道における太微仙君信仰と結びつけることは慎重を要するが、前述の如く、浄明道の教学の中には明瞭な功過格実践の精神が説かれており、且つ『太微仙君功過格』が許遜教団以来、浄明道に至るまで、引き続き教団の本拠となっていた玉隆万寿宮の道士又玄子の撰述である限り、この格が成立する十二世紀中葉ごろの許遜教団の教説における太微神の神格について、かゝる推定を下すことが出来るであろう。

ところで、八世紀中葉ころに成立している許遜教団の基本的な祖師伝である『孝道吳許二真君伝』<sup>④</sup>の中で、許真君が「孝道の師となり（中略）邪を除き、逆を去り、心を修めて行を練れば、則ち仙道を去ること遠からず」と訓誡したことを記しているが、道蔵本『太微仙君功過格』の序には「古の聖人君子高道の士みな盟誡を著し、内には則ち洗心錬行し、外には則ち人に訓誡し、以って功業に備う」と述べ、更に、その最後において、「此（功過格）によって行持すれば、悪を遠ざけ、善に遷る誠の真誠なり。仙を去ること遠からず」と述べており、このように許遜教団と浄明道教団は共に孝道を中心とする倫理の実践と仙道を結合し、邪を除き、逆を去る修心錬行によって孝道を実現することによって、神仙の道に与りうることを要訣とする点において、同一の系教学譜に連る教団であり、このような許遜教団の基本教説が、宋代末に流行する新たな功過格の方式をとって、実践的に具体化されたものが、所謂道蔵本『太微

仙君功過格』であろうと推測することが許されるであろう。

(未完)

註

- (1) この点については、次の論考を参照されたい。
  - ① 吉岡義豊『道教の研究』第二章 感応篇と功過格の項。
  - ② 同上「初期の功過格について」東洋文化研究所紀要 第二十七冊。
  - ③ 酒井忠夫『中国善書の研究』第五章 功過格の研究。
- (2) 拙稿「道藏本功過格と浄明道」弘前大学人文学部紀要「文経論叢」第六巻 第四号。
- (3) ① 太微仙君純呂祖師功過格(雍正十二年撰)  
② 太微仙君功過格(乾隆五十四年撰)  
③ 太微仙君善過格(太上宝筏図説所収)  
④ 太微仙君功過格(信心応報録所収)  
⑤ 太微仙君功過格(敬信録所収)
- (4) なお、これらの貴重な資料の閲覧に快く応じて頂いた吉岡義豊博士の御好意に対し、心から謝意を表しておきたい。明末以降、功過格が民間において盛行する重要な機縁となった袁了凡の雲谷禪師伝の『功過格』や、蓮池大師祿宏の『自知録』は何れも道藏本『太微仙君功過格』の増補・刪定によって成ったことを明記し、その所説を踏襲しているが『信心応報録』所収の『太微仙君功過格』の如きは全く逆であり、同功過格は公刊の序言の中で、道藏本功過格の撰者とされる西山会真堂の又玄子を、宋儒西山先生真徳秀に当てる大きな過誤を平然と犯しながらも、本功過格こそ真実の『太微仙君功過格』であると強調し、まず道藏本功過格の序に云う又玄子の功過格夢授の経緯を、そのまま引用してのち「夢さめて夢授された功過格を筆録しようとしながら、条目が甚だ繁雑であり、記憶が充分でないことを嘆いていた。ところが、その年(大定辛卯・一一七一)の五月十一日に(西山先生が)長安に往った折、道に鶴髪長髯の神仙の如き人物に逢い、これを遵行すればまさに至らんとする大厄を免れることが出来るであろう」と、所持する太微仙君功過格を授けられた。自分は拝受して、これを展き視るに、かつて夢中に授かった功過格と一字も違わず、全くそのままであった。そのご自分は、これによって行持して以来、全く厄禍を被ることがなくなった。そこで自分は、これを刊行して、諸同志に頒けようと考えた」と記している。この様に『信心応報録』の功過格は道藏本功過格伝授の経緯を利用し、同じく太微仙君の冠称を用いながら、道藏本功過格

とは全く別箇な内容をもつ功過格をもって『太微仙君功過格』と称している事實は、太微仙君の功過格の伝授者、或は功過簿録担当の神君としての觀念が一応定着したことを示すと共に、道藏本功過格の内容が既に時代的・社会的な適應性を失い、これに代るべき新たな功過格の出現が要請されるに至った結果と見てよいであろう。

酒井忠夫博士は前掲書の中で「太微仙君功過格の名前もい加減に用いられたらしく、自知録をそう称したり、廼吉録格と同文を載せた敬信録ではそれを同名で呼んでいる。道藏本の名である太微仙君功過格は、民衆道徳一般を取扱う功過格の風潮の中では、その名前だけを受取っているだけで、その經典としての權威を認めず、その内容は隨時隨所に行い易い形に作りかえられて来た」と云われるのも同様の指摘と云ってよいであろう。

前掲拙稿

(5) 『史記』(卷二十七) 天官書第五。中国古典文学大系 10 吉田光邦訳 二四六頁参照。

(7) 現行『晋書』は周知のように所謂太宗の御撰晋書であり、この様な太微垣の占星の機能の形成の時期を、そのまゝ晋代におくことには若干の躊躇があったが、後引のように、既に桓温の擅權について太微の応驗のあったことを記していることは、一応この不安を解消せしめるものあろう。

(8) 北斗七星に対してこの様な星名の用いられるのは、『史記』(卷二十五) 天官書の索隱所引「春秋運斗枢」及び後漢の応邵撰『風俗通』が最も早い資料と云ってよいようである。

(9) 道藏 太平部 第七六八―七七九冊。

(10) 前掲 吉岡書 第三編 古道経目録参照。

(11) 道藏 太支部 第六七七一―七〇二冊。

(12) 同右 洞神部方法類 第五七八冊。

(13) 同右 洞真部玉訣類 第五九冊。

(14) 前掲古道経目録によれば、本経の名は『洞玄経』として『周氏冥通記』に、また『金書洞房経』として『上清道類事相』に見えており、六朝の古道経と考えてよいが、道藏本と見なされる『洞房内経序注』は『三洞珠囊』巻八に見えるのが最初のもので、そのほか『弁正論』にも『洞房内経』として引用されており、遅くとも唐初ころには確実に存在したと推定してよいであろう。ちなみに、道藏本の『太上洞房内経注』は僅に五紙の経序と、六紙余の経注からなる小經典である。

本経は茅山上清三十八代宗師蔣宗瑛校勘とされており、古道経目録によれば、『太洞真経』の名称をもって『三洞珠囊』『上清道類事相』『道経義枢』などに瀕出しており、六朝末には成立していたと見てよい資料である。

本経に引用される『黄老経』の第六・八・九には読みの通じ難い部分が若干あるが、この点は同じく引用される『河図宝録』

の所説を参考した。

- (15) 道蔵 洞玄部玉訣類 第一九一冊。  
 (16) 洞玄部諸類類 第七三冊。  
 (17) 洞神部方法類 第五六八冊。『雲笈七籤』（卷十三）は同じく『太清中黄真經』を引用しているが、両者の記述の間には若干の相異がある。しかし「太微都在第五天金星輪朱華宮。亦太微管下界生死籍。部每四時八節申籍。奏聞上界太微。凡此官吏有四十万衆大数。」と説いており、対照すればより意味が通じ易い。
- (18) 前掲吉岡義豊論文②「功過格思想の一流流」 東方宗教 第十五号。及び前掲酒井忠夫著書③参照。  
 (19) 三元思想については拙稿「三元思想の形成について―道教の応報思想―」東方学 第二十二輯。「再論三元思想の形成について―三洞奉道科戒宮始の成立年代を中心に―」弘前大学「文経論叢」創刊号を参照されたい。
- (20) 道蔵 太平部 第七六一冊。  
 (21) 洞玄部玉訣類 第一九二冊。  
 (22) 右同 正乙部 第九七六―九八三冊。  
 (23) 右同 洞玄部表類 第三三九―三四〇冊。  
 (24) 吉岡義豊「功過格思想の一流流」東方宗教 第十五号。  
 (25) 拙稿「道蔵本功過格と浄明道」酒井・吉岡両博士の争点によせて―弘前大学人文学部紀要「文経論争」第六卷 第四号。
- (26) 道蔵 太平部 第七五七冊。  
 (27) 洞玄部方法類 第一二七冊。  
 (28) 洞玄部方法類 第一二七冊。  
 (29) 洞玄部方法類 第一四三冊。  
 (30) 洞玄部方法類 第一五三―一五八冊。  
 (31) 拙稿「許遜教団と浄明忠孝道について」道教研究 第三冊。「許真君伝考―浄明道研究序説―」集刊東洋学 第十五号。  
 (32) 道蔵 太平部 第七五六冊。  
 (33) 洞玄部諸類類 第二〇一冊。

### 付記

本稿は「元明時代における浄明道の研究」に対して交付された文部省科学研究費による研究成果の一部である。